

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画

平成28年3月

大 島 町

大島町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 3 月 31 日
大 島 町 長
大 島 町 議 会 議 長
大 島 町 教 育 委 員 会
大 島 町 選 挙 管 理 委 員 会
大 島 町 農 業 委 員 会

大島町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、大島町長、大島町町議会議員、大島町教育委員会、大島町選挙管理委員会、大島町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 4 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更・本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定に等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、町長部局、町議会部局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

○数値目標

- (1) 平成 31 年度までに、係長相当職の女性職員の割合を、平成 27 年実績 (17%) より 8%以上引き上げ、25%以上とする。
- (2) 平成 31 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 10%以上にする。
- (3) 平成 31 年度までに、年次有給休暇の平均取得日数を、平成 26 年度の実績 (10 日) より 2 日増加し、12 日以上とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会、町選挙管理委員会、町農業委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 女性職員を人事・財政・企画・議会担当等のポストへ積極的に配置し、多様な業務に従事させる。
女性職員の登用、昇格等に不利にならないよう昇格試験制度の見直しを図っていく。
- (2) 育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等の活用促進に関する助言を行う。
男性の育児休業取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革を行う。
- (3) 年次有給休暇の計画的な取得を促進させるため、管理職員が各職員に対し勧奨する。
休日の前後や夏季休暇とあわせた連続休暇取得の促進を図る。